

平成二十三年二月十五日受領
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一七七第五一号

平成二十三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に
関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであり、御指摘の発言はこの考えとは必ずしも一致していないと考える。

三について

御指摘の者が行った発言については承知している。

四から六までについて

政府としては、お尋ねの「四島一括返還」の具体的な意味については、お答えする立場にないが、政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。また、政府としては、お尋ねの「二島先行返還」については、一般的に確立した定義はないと承知している。

七について

御指摘のような変更が生じたという事実はない。